

No. **4**
2018.5

大阪市 総合区制度に関するお知らせ

編集・発行／副首都推進局
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355

総合区制度ってなんだろう？



先生！
今、大阪市では「大都市制度」の検討をしているの？

そうなんです。大阪市では大都市がかかえる
色々な問題を解決するために、副首都・大阪に
ふさわしい新たな「大都市制度」の検討を進めています。



「総合区制度」も新たな大都市制度の一つなの？

そのとおり。
「総合区制度」は政令指定都市大阪市を残したまま、
現在の区長の権限を強化させた制度です。



何だか難しそうだけど、私たちの生活にも関係があるの？

難しい話に感じるかもしれませんが、
もちろん皆さんの生活にも関わってきますよ。
それでは、いくつかポイントに分けて見ていきましょう。



総合区って
どんな制度？
⇒2面へ

区割りや区役所は
どうなるの？
⇒2面へ

総合区役所の
仕事って？
⇒3面へ

私たちの声は
区役所に届くの？
⇒3面へ

総合区の予算は
どうなるの？
⇒4面へ

どうして大都市制度の
検討をしているの？
⇒4面へ



———総合区制度については市会の議論等を踏まえて確定していきます。———

・総合区の検討状況については大阪市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/category/3054-1-1-9-8-4-0-0-0-0.html>
・「総合区素案に関するお知らせ」第1号でも詳しくご説明しています。

